

令和 8 年 2 月 13 日付け公告の内容

このたび、三次市の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業 大力谷地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条第 18 項において準用する法第 87 条の 3 第 6 項に規定する事業計画概要等について三次市長と協議したいので、法第 88 条第 18 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和 8 年 3 月 5 日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。